

に設備および運営に関する基準等を定める条例別表第2第3項第2号ア(イ)、第8条の規定による改正前の滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例別表第8第2項第3号ウ(ア) d または第9条の規定による改正前の滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第2第3項第1号イ(ア) d に規定する基準を満たしているものについては、なお従前の例による。

12 この条例の施行の日から当分の間、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第2項の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニット(滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例第4条に規定するユニットをいう。)を整備する同条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第4項第1号から第3号までおよび同項第4号において準用する新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第3項第4号に規定する基準を満たすほか、当該ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間および深夜を含めた介護職員ならびに看護師および准看護師の配置の実態を勘案して従業者を配置するよう努めるものとする。

13 前項の規定は、新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第2項(新特別養護老人ホーム基準条例別表第4において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス基準条例別表第8第2項第2号ア、新介護老人保健施設基準条例別表第2第2項、新介護医療院基準条例別表第2第2項、新指定介護予防サービス基準条例別表第8第2項第2号アおよび新介護療養型医療施設基準条例別表第2第2項の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第2項 (新特別養護老人ホーム基準条例別表第4において準用する場合を含む。)	滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例第4条	滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例第2条第1項
	新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第4項第1号から第3号までおよび同項第4号において準用する新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第3項第4号	新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第4項第1号から第3号まで(新特別養護老人ホーム基準条例別表第4において準用する場合を含む。)および新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第4項第4号または別表第4において準用する新特別養護老人ホーム基準条例別表第1第3項第5号
新指定居宅サービス基準条例別表第8第2項第2号ア	入居定員	利用定員
	滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例第4条	滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例第4条

	業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例第4条	従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第8第1項第1号
	同条	同項第2号イ
	ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者	ユニット型指定短期入所生活介護事業者
	新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第4項第1号から第3号までおよび同項第4号において準用する新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第3項第4号	新指定居宅サービス基準条例別表第8第2項第4号アからウまでおよび同号エにおいて準用する同表第1項第4号エ
新介護老人保健施設基準条例別表第2第2項	滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例第4条	滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例第3条
	新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第4項第1号から第3号までおよび同項第4号において準用する新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第3項第4号	新介護老人保健施設基準条例別表第2第4項第1号から第3号までおよび同項第4号において準用する新介護老人保健施設基準条例別表第1第3項第5号
新介護医療院基準条例別表第2第2項	滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例第4条	滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例第3条
	新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第4項第1号から第3号までおよび同項第4号において準用する新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第3項第4号	新介護医療院基準条例別表第2第4項第1号から第3号までおよび同項第7号において準用する新介護医療院基準条例別表第1第3項第4号および第9号
新指定介護予防サービス基準条例別表第8第2項第2号ア	入居定員	利用定員
	滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例第4条	滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め

		る条例別表第8第1項第1号
	同条	同項第2号イ
	ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者
	新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第4項第1号から第3号までおよび同項第4号において準用する新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第3項第4号	新指定介護予防サービス基準条例別表第8第2項第4号アからウまでおよび同号エにおいて準用する同表第1項第4号エ
新介護療養型医療施設基準条例別表第2第2項	入居定員	入院患者の定員
	滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例第4条	滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例第3条
	新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第4項第1号から第3号までおよび同項第4号において準用する新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第3項第4号	新介護療養型医療施設基準条例付則第2項、第3項および第9項ならびに別表第2第4項第1号から第3号までならびに同項第4号において準用する新介護療養型医療施設基準条例別表第1第3項第1号ウ、第2号ウならびに第3号ウおよびエ

(栄養管理および口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 14 経過期間における新介護老人保健施設基準条例別表第1第8項第8号および第9号（これらの規定を新介護老人保健施設基準条例別表第2第6項第4号において準用する場合を含む。）、新介護医療院基準条例別表第1第8項第8号および第9号（これらの規定を新介護医療院基準条例別表第2第8項第9号において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第7項第9号および第10号（これらの規定を新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第6項第4号において準用する場合を含む。）ならびに新介護療養型医療施設基準条例別表第1第8項第8号および第9号（これらの規定を新介護療養型医療施設基準条例別表第2第6項第4号において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行う」とあるのは、「行うよう努める」とする。

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第4号

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第4号イ(ア) a中「、保育士または学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。) もしくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、障害福祉サービスに係る業務に従事した期間が2年以上であるもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。) 」を「または保育士」に改め、同号イ(ア) b中「、保育士または障害福祉サービス経験者」を「または保育士」に改め、同号イ(ア) b後段を削り、同号イ(ア) d中「日常生活」を「、日常生活」に、「場合は、」を「場合は」に改め、「いう。) を」の右に「、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。) を行う場合は看護職員(保健師、助産師、看護師または准看護師をいう。以下同じ。) を、それぞれ」を加え、同号イ(ア) d後段を削り、同号イ(ア) dに次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。

- (a) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (b) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。) において、医療的ケアのうち同法第2条第2項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法第48条の3第1項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等業務を行う場合
- (c) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。) において、医療的ケアのうち同法附則第3条第1項に規定する特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務を行う場合

別表第1第1項第4号イ(ア) f中「、保育士または障害福祉サービス経験者」を「または保育士」に改め、同号イ(ア) fを同号イ(ア) gとし、同号イ(ア) eを同号イ(ア) fとし、同号イ(ア) dの次に次のように加える。

e dの規定により、機能訓練担当職員または看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員等の数をbの児童指導員または保育士の合計数に含めることができる。この場合において、機能訓練担当職員等の数は、児童指導員または保育士の合計数を超えてはならない。

別表第1第1項第4号イ(イ) a中「(保健師、助産師、看護師または准看護師をいう。以下同じ。)」を削り、同号ウ(ウ) e中「日常生活」を「、日常生活」に、「場合には、」を「場合は」に改め、「機能訓練担当職員を」の右に「、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ」を加え、同号ウ(ウ) e後段を削り、同号ウ(ウ) eに次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。

- (a) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (b) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法第48条の3第1項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等業務を行う場合
- (c) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち同法附則第3条第1項に規定する特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務を行う場合

別表第1第1項第4号ウ(ウ)に次のように加える。

f eの規定により、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数をcの児童指導員および保育士の総数に含めることができる。この場合において、機能訓練担当職員等の数は、児童指導員および保育士の合計数を超えてはならない。

別表第1第1項第4号ウ(イ) b中「日常生活」を「、日常生活」に、「場合には、」を「場合は」に改め、「機能訓練担当職員を」の右に「、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ」を加え、同号ウ(イ) bに次のただし書を加える。

ただし、(ウ) e (a) から (c) までのいずれかに該当する場合は、看護職員を置かないことができる。

別表第1第1項第4号ウ(イ) d中「数は、」を「数は」に改め、「数と」の右に「し、看護職員の数は医療的ケアを行うために必要な数と」を加え、同号ウ(イ) e中「機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員等」に改め、同号に次のように加える。

ク 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第1第1項第7号イ(カ)に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。

別表第1第1項第7号エ中(キ)を(ク)とし、(カ)の次に次のように加える。

(キ) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

- a 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
- b 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- c 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

別表第1第1項第11号中カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 指定児童発達支援事業者は、エに規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、エの規定による掲示に代えることができる。

別表第1第1項第12号エ中「責任者を設置する等」を削り、「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同号に次のように加える。

オ 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

- (ア) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
- (イ) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (ウ) (ア) および (イ) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1第1項第13号イ中「必要な」を「、次に掲げる」に改め、「よう努める」を削り、同号イに次のように加える。

- (ア) 当該指定児童発達支援事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業員に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
- (イ) 当該指定児童発達支援事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。
- (ウ) 従業員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

別表第1第1項第15号オを次のように改める。

オ 指定児童発達支援事業者は、エの訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表第1第1項第15号の次に次の1号を加える。

(15)の2 業務継続計画の策定等

ア 指定児童発達支援事業者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この号において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

イ 指定児童発達支援事業者は、業務継続計画を従業者に周知すること。

ウ 指定児童発達支援事業者は、定期的に研修および訓練を行うこと。

エ 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

別表第1第1項第21号エ中「学校教育法」の右に「（昭和22年法律第26号）」を加え、同表第2項第1号中「エ」の右に「からクまで」を加え、同表第3項第2号ア中「、保育士または障害福祉サービス経験者」を「または保育士」に改め、同号イ中「、保育士または障害福祉サービス経験者」を「または保育士」に改め、同号イ後段を削り、同号エ中「キ」を「ク」に改める。

別表第2第2項第5号中「キ」を「ク」に改め、同表第3項第5号中「別表第1第1項第11号エ」の右に「およびオ」を加え、同表第4項中「同号エ(キ)」を「同号エ(ク)」に改める。

別表第3第2項中「およびエ」の右に「からクまで」を加え、同表第3項中「キ」を「ク」に改める。

別表第4第3項第3号中「の学部で」を「（短期大学を除く。）もしくは大学院において、」に改め、「学科」の右に「、研究科」を加え、同項第6号中「キ」を「ク」に改め、同表第6項第3号中「およびエ」を「からオまで」に改め、同表第7項中「、第15号オならびに第16号」を「ならびに第15号の2」に、「同号エ(キ)」を「同号エ(ク)」に改める。

別表第5第2項第5号中「キ」を「ク」に改め、同表第3項中「およびエ」を「からオまで」に、「第15号オ、第16号」を「第15号の2」に、「同号エ(キ)」を「同号エ(ク)」に改める。

別表第6第3項第2号中「別表第1第1項第4号イ(ア) f」を「別表第1第1項第4号イ(ア) g」に改める。

（滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項第2号ウ中「4.3」を「4」に改め、同項第4号ア中「次の(ア)または(イ)に掲げる障害児の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める数を合計した」を「おおむね障害児の数を4で除して得た」に、「当該合計した」を「当該」に改め、同号ア(ア)および(イ)を削り、同項第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 前号の心理指導担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。

別表第1第2項に次の1号を加える。

(11) 設置者は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第1第5項第2号オに後段として次のように加える。

この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

別表第1第5項第4号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(ウ) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

別表第1第9項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 設置者は、前号に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同号の規定による掲示に代えることができる。

別表第1第10項第4号中「責任者を設置する等」を削り、「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 設置者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1第11項第2号中「必要な」を「、次に掲げる」に改め、「よう努める」を削り、同号に次のように加える。

ア 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行う

ことができる。

イ 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

ウ 従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

別表第1第13項第5号を次のように改める。

(5) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表第1中第19項を第20項とし、第15項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、同表第14項第2号エ中「第17項第2号」を「第18項第2号」に改め、同号オ中「第18項第2号」を「第19項第2号」に改め、同号カ中「第19項第2号」を「第20項第2号」に改め、同項を同表第15項とし、同表第13項の次に次の1項を加える。

14 業務継続計画の策定等

(1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 管理者は、業務継続計画に従業者に周知すること。

(3) 管理者は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

別表第2第2項第6号中「第10号」を「第11号」に改め、同表第4項中「第6号」を「第7号」に、「第19項（）」を「第20項（）」に、「同表第14項第2号イ」を「同表第15項第2号イ」に、「第17項第2号」を「第18項第2号」に、「第18項第2号」を「第19項第2号」に、「第19項第2号」を「第20項第2号」に、「同表第19項第2号」を「同表第20項第2号」に改める。

（滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1第5項第1号中「設置者」の右に「（障害児入所施設および児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者を除く。次号において同じ。）」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 設置者（障害児入所施設等の設置者に限る。）は、当該障害児入所施設等において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該障害児入所施設等における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を職員に周知すること。
この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下

「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

イ 当該障害児入所施設等における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

ウ 職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

別表第1第6項第1号中「設置者」の右に「(障害児入所施設等の設置者を除く。)」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 設置者(障害児入所施設等の設置者に限る。第7号において同じ。)は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成すること。

別表第1第6項に次の4号を加える。

(4) 施設長(障害児入所施設等の施設長に限る。以下この項において同じ。)は、非常災害の発生の際の関係機関への通報および連絡の体制を整備すること。

(5) 施設長は、第3号の計画ならびに前号の通報および連絡の体制を職員に周知すること。

(6) 施設長は、避難および消火に関する訓練を毎月1回、救出その他必要な訓練を定期的に行うこと。

(7) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表第1中第14項を第15項とし、第7項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 業務継続計画の策定等

(1) 設置者(障害児入所施設等の設置者に限る。第4号において同じ。)は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援または児童発達支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この項において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 施設長(障害児入所施設等の施設長に限る。次号において同じ。)は、業務継続計画を職員に周知すること。

(3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

別表第3第2項第1号ク中「除く。)」の右に「もしくは大学院」を、「学科」の右に「、研究科」を加え、同表第5項第2号中「別表第1第8項第1号」を「別表第1第9項第1号」に改める。

別表第5第1項第5号および第6号中「別表第1第7項第1号」を「別表第1第8項第1号」に改める。

別表第8第2項第1号イ中「4.3」を「4」に改め、同項第3号ア中「次の(ア)または(イ)